

第11章 環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策

第1節 環境学習等の推進

1 環境学習の推進【環境活動推進課】

今日の環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりの環境保全に対する意識を高め、環境に配慮し、行動できる能力を身に付けるための環境学習を推進することが必要です。このため、県は、平成17年1月に「愛知県環境学習基本方針」を策定し、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎1階）及び「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、環境学習事業を実施してきましたが、平成24年10月に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」（以下本節において「行動計画」という。）を策定し、環境学習の一層の推進に取り組んでいます。

（1）愛知県環境教育等推進協議会の開催

平成24年7月に設置した愛知県環境教育等推進協議会は、行動計画の策定及び推進のための組織であり、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者、行政等で構成されています。平成25年度は協議会を2回開催し、行動計画の推進に関する検討等を行いました。

【用語】愛知県環境学習等行動計画

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に基づき、平成25年2月に愛知県が策定したもので、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」を進めるため、環境学習等の取組を進めることとしている。

（2）環境学習の拠点施設での取組

ア あいち環境学習プラザ

愛知県東大手庁舎1階（名古屋市中区）にある本県の環境学習を担う拠点施設「あいち環境学習プラザ」では、簡単な実験などを交えた環境学習講座を実施するとともに、環境学習情報

の収集・発信、環境学習プログラムの開発、環境学習を指導する人材の養成など、各種の事業を実施しています。



あいち環境学習プラザでの講座

イ もりの学舎（まなびや）

愛・地球博記念公園（長久手市）内にある自然体験型の環境学習施設「もりの学舎」では、愛知万博で実施されたプログラムを継承・発展し、土・日・祝日、夏休み期間等を中心に様々な環境学習プログラムを実施しています。また、県内の小学生を対象に、四季を通じて活動を行う「もりの学舎キッズクラブ」を毎年実施しています。

また、平成23年度から事業者との協働イベントに取り組んでおり、平成25年度は11者と連携しました。

～連携事業者名一覧～
（一社）愛知県産業廃棄物協会
（公財）愛知臨海環境整備センター
アサヒビール(株)
花王カスタマーマーケティング(株)
(株)環境科学研究所
積水ハウス(株)
（一社）東海技術センター
東邦ガス(株)
ブラザーロジテック(株)
ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)
ユニー(株) (五十音順)

開館（平成19年3月）以来、平成25年度末現在までの累計人数は、来館者数337,116人、プログラム参加者数105,967人となっています。

表 11-1-1 平成 25 年度もりの学舎事業実施状況

来館者数 47,580 人

内 容	開 催 日	開催回数	定 員	参加者数
インタープリターと歩くもりのツアー(無料) 「もりコース」 インタープリター（森の案内人）と、身近な自然を体感しながら森の中を散策する 「かめの池コース」 インタープリター（森の案内人）と、かめの池周辺の自然といきものを鑑賞する	毎週土・日・祝日	1日2回	1回当たり 20人 (ただし、 「かめの池 コース」は 10人)	5,449人
あそび工房(無料) インタープリターによる自然素材やリサイクル素材などを使った工作教室	GWや夏休みなどの特定日	1日2回又は 3回	1回当たり 20人	2,450人
その他の事業(無料) もりの学舎キッズクラブ、夏・冬おやこで工作、折紙教室など	随時実施	—	—	9,276人

(資料) 環境部調べ



インタープリターと歩くもりのツアー
(もりコース)



もりの学舎キッズクラブ

(3) 環境学習コーディネーターの活用

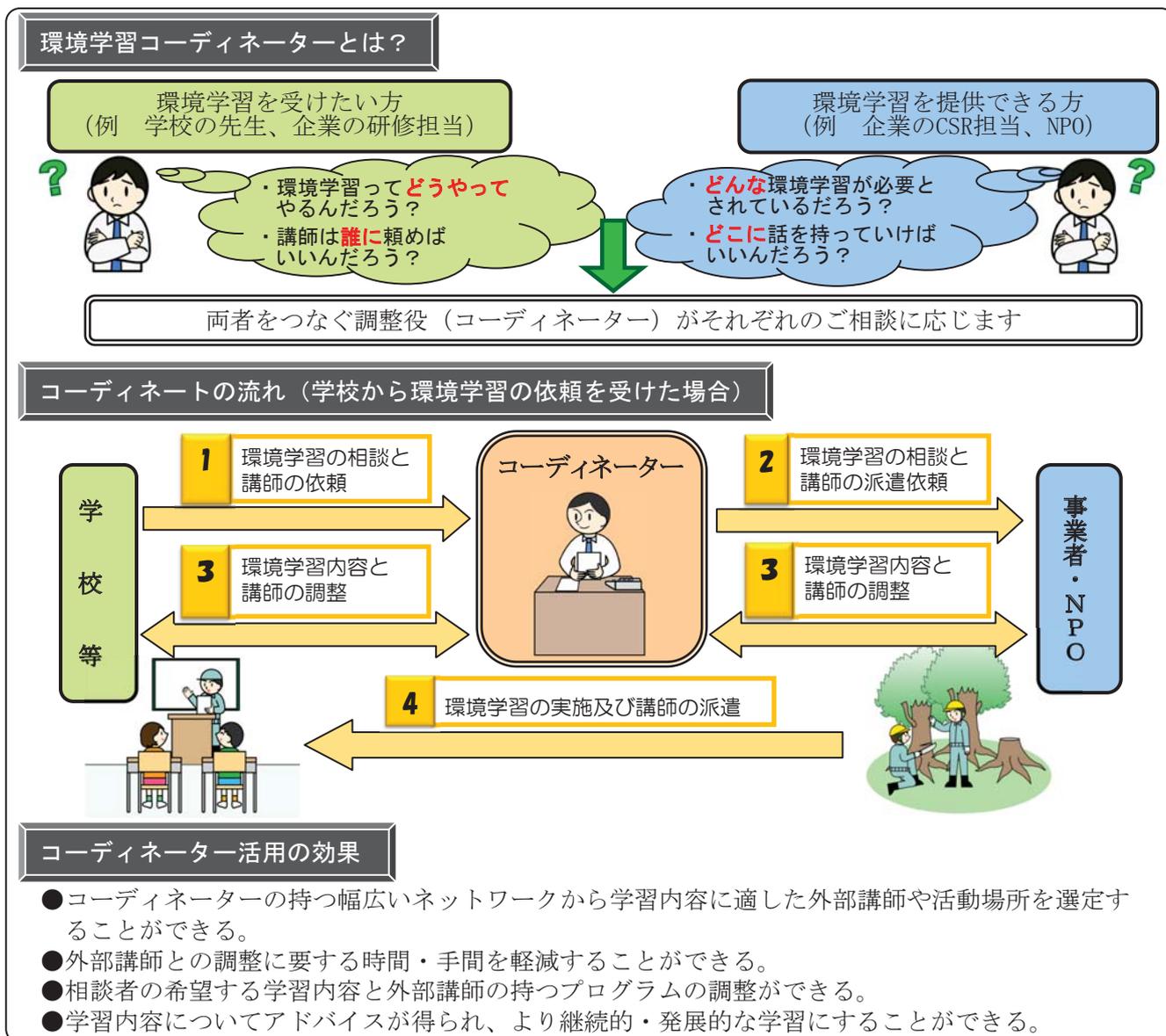
環境学習は、具体的な行動に結びつけていくことが重要で、そのためには、地域を教材とした自然体験や社会体験などを通して実感を持って学ぶことが非常に有効です。こういった体験型の環境学習を地域や学校等で推進するためには、地域、学校、NPO、事業者、行政等が連携・協働し、各主体のノウハウを生かしあうことが重要です。

このため、県では「環境学習コーディネーター」を平成 25 年度からあいち環境学習プラザに設置し、講師・活動場所の紹介といった相談業務や、講師と相談された方の間に入って、講義の日程や学習内容の調整などを行うコーディネート業務を実施しています。(図 11-1-1)

平成 25 年度の依頼件数は、相談業務が 35 件、コーディネート業務が 35 件でした。

また、環境学習施設や市町村等で環境業務等携わっている方を対象とした「環境学習コーディネーター研修」を開催し 12 名が参加しました。

図 11-1-1 環境学習コーディネーターについて



(4) 環境学習プログラムの実施

小・中学生を始めとした県民を対象に、あいち環境学習プラザ、もりの学舎等で、簡単な実験なども交えて行う体験型の環境学習講座などを実施しました。平成 25 年度は、水のよごれなどの身近な問題や地球温暖化や生物多様性などの地球環境問題をテーマに、実験や自然体験を交えた講座等を開催しました。

(5) 愛知県環境学習施設等連絡協議会の運営

県は、愛知県環境学習施設等連絡協議会（愛称：あえるAEL ネット）を設置し、県内の環境学習施設や市町村などに参加してもらい、それぞれが保有する環境学習プログラムや指導のノウハウ等の情報を共有するなど、各施設間のネットワークづくり

を進めています。

平成 25 年度は、協議会を 2 回開催し、①環境学習の充実、②情報発信の強化、③連携した取組の推進、④組織の拡充について検討しました。



AEL ネット協議会

クローズアップ

あえる AEL ネット環境学習スタンプラリーを実施しています

AEL ネットとは Aichi Environmental Learning Network の頭文字をとったもので、県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習を進めていくために設置された環境学習のネットワークのことです。平成 26 年 8 月末現在で、148 施設 29 市町村が加盟しています。

AEL ネットに加盟している施設等では、環境全般、エネルギー、自然、ごみを減らす 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）、水環境などについて学習することができます。

より多くの県民の皆様楽しく環境学習を行っていただくため、AEL ネットに加盟している 120 施設等が連携して、環境学習のスタンプラリー講座を平成 26 年 7 月 12 日から平成 27 年 1 月 23 日まで開催しています。各施設等が実施している講座に参加するごとに、スタンプを 1 個押し、スタンプを 3 個以上集めた参加者に抽選で記念品を贈呈します。



AEL ネット環境学習スタンプラリースタンプ帳

(6) あいち環境学習情報ライブラリーによる情報発信

ウェブサイト「あいち環境学習情報ライブラリー」では、あいち環境学習プラザやもりの学舎などで開催するイベント情報や県内の環境学習施設情報等を発信しています。

(7) こどもエコクラブ活動への支援

環境省の呼びかけにより始まったこどもエコクラブは、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うクラブで、本県内では、平成 25 年度末で 133 クラブ 9,732 人がリサイクル・美化活動・自然観察会など様々な活動を行いました。

県は、地方事務局としてこどもエコクラブの活動の支援を行いました。

2 学校における環境教育の推進【義務教育課、高等学校教育課、環境活動推進課】

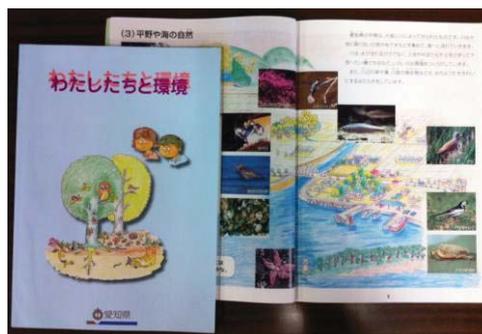
学校教育における環境教育は、社会科（高等学校においては、地理歴史科及び公民科）、理科、生活科、家庭科（中学校においては技術・家庭科）、保健体育科等の関係教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、それぞれの目的に即して取り上げられています。

県で行っている環境教育の指導方針は、次のと

おりです。

- 環境問題に関心をもたせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度と能力を育てる。
- 自然とふれあう機会を多くもたせ、豊かな感受性や創造性を育てる。さらに、身近な事象の中から問題を見付け、意欲的に問題を解決していこうとする態度と能力を育てる。
- 自然環境の状況は、地域によって異なるため、地域の実態に合った身近な問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習できるように工夫する。さらに、生涯学習として発展させていくために、学校、家庭、地域社会との連携の中で継続して展開していく。

平成 25 年度は、学校における環境教育の推進を図るため、次の事業などを実施しました（表 11-1-2）。



平成 25 年度版環境学習副読本「わたしたちと環境」

表 11-1-2 学校における環境教育推進事業例（平成 25 年度）

事業	内容
環境学習副読本の作成・配付	県内の小学校の4年生に対し、環境学習副読本「わたしたちと環境」を作成・配付（名古屋市立は各校1冊配付）
心の教育推進活動の実施	県内の小・中学校において、家庭・地域との連携を基盤に、環境保護、自然とのふれあい、奉仕、福祉等の体験を重視した教育活動を実施
あいちグリーンウェイブ運動	県内の全小・中学校において、5月22日の国際生物多様性の日を中心に、ドングリの植樹・水やり、植樹や生物多様性にかかわる講話、必要に応じたイベントなどを実施

（資料）環境部・教育委員会調べ

クローズアップ 環境学習副読本「わたしたちと環境」をリニューアルしました

県では、小学校における環境学習を推進するため、平成4年度から毎年度、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」を作成しています。環境教育が充実・強化された小学校学習指導要領が平成23年度に施行されたことを受け、県内の小学校の教師からアドバイスをいただき、内容を平成26年3月に全面改訂しました。

主な改訂の内容は、図や写真を大きく表示し、文章や言葉をよりわかりやすいものにしたこと、子どもたち自身が考えたことを書き込めるワークシートを導入したこと、本の大きさを教科書と同じサイズにしたこと、教師向けガイドブックを作成したことです。

副読本は、子どもたちの身近な自然環境から、広範な地球環境へと学習対象を広げる構成となっており、社会科、理科、家庭科、総合的な学習の時間などの授業で活用できます。また、教師向けガイドブックは、本編と資料編の2部構成で、本編には副読本の指導上のポイントを、資料編には環境に関する詳しい情報、各市町村のデータなどを掲載しています。



自然のはなしのページ

【環境学習副読本及び教師向けガイドブック】<http://www.pref.aichi.jp/0000069735.html>

3 環境月間行事の実施【環境活動推進課】

1972年（昭和47年）6月5日から2週間、スウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議が開催されたことから、国連は6月5日を「世界環境デー」と定め、日本でも環境基本法により「環境の日」と定めています。

また、環境省の主唱により、平成3年度から、毎年6月の1か月間を「環境月間」（昭和48年度から平成2年度までは、6月5日を初日とする週間を「環境週間」としていました。）とし、環境問題の重要性を認識するとともに将来に向かってよりよい環境を創出するための努力と決意を新たにす機会として、各種の記念行事を実施しています。

県においても、毎年、環境月間に各種の行事を実施しており、平成25年度は、6月5日にウイルあいちで「県民のつどい」を開催し、環境保全関係功労者の表彰式とジャーナリスト田原総一朗氏による環境に関する講演を行いました。



「県民のつどい」環境保全関係功労者の表彰

第2節 自発的な環境配慮活動の促進

1 エコマネーの地域への普及【環境活動推進課】

愛知万博をきっかけにスタートした環境通貨「EXPO エコマネー」は、県民を始め、企業やNPO、行政による協働型の環境保全の取組です。買い物でのレジ袋辞退や環境学習・環境ボランティア活動などの環境にやさしい行動に参加すると、エコポイントが貯まり、そのポイントはエコ商品との交換や植樹・緑化事業などの寄附に使えます。「エコポイントを貯めるときも、使うときも、環境にやさしい仕組み」として多くの方々の支持を得ています。

県は、「EXPO エコマネー」を運営しているNPO法人と協力してエコマネーの周知に努め、県民の環境保全の取組や環境に配慮した行動を地域にしっかりと根付かせていくことにしています。

2 食を通じた環境配慮活動の促進【食育推進課】

県は、「あいち食育いきいきプラン2015」（第2次愛知県食育推進計画（平成23年5月作成）以下「プラン」という。）において、「食を通じて環境に優しい暮らしを築くこと」を食育推進の柱の一つとして設定しています。この中で、「食べ物を残さず食べるようにする」、「食べ残しや食品の廃棄を減らす」などと県民の主体的な取組を促すとともに、県や関係団体等による実践に向けた10の取組項目を掲げています。

このプランに基づき、毎年度、県、関係団体、市町村等が様々な取組を実施しており、その結果、平成18年度には35.5%であった、「むだや廃棄の少ない食事づくりを積極的に行っている」県民の割合が、平成25年度には45.0%に改善されました（目標は27年度50%）。

また、平成25年度の主な取組は以下の9事例であり、これらの具体的な内容については、県が作成した「2014年版あいち食育いきいきレポート」に掲載し、広く関係者に紹介しています。

【環境配慮活動の具体的取組】

○食生活における「もったいない」意識の浸透と

実践（2事例）

幼稚園での給食の食べ残しを減らす工夫や、市町村による環境に優しい調理実習



「幼稚園の給食で食べ残しを減らす取組」（安城市）

○農林水産業への理解と地産地消の一層の推進（5事例）

給食における地場産物の利用促進、生産者と消費者による収穫体験交流会の開催 ほか

○農林水産業や食品産業における環境への配慮の徹底（2事例）

GAP（農業生産工程管理）手法の導入や、食品製造廃棄物の飼料化

3 グリーン購入の促進【環境活動推進課】

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

県は、岐阜県、三重県、名古屋市、環境ラベルの管理運営団体、グリーン購入の普及推進団体、百貨店やスーパーマーケットなどの販売店、メーカーなどと協働して、平成14年度から毎年度「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施し、グリーン購入の普及に努めています。

平成25年度は、平成26年1月15日から2月14日までの1ヶ月間をキャンペーン期間として、東海三県内の約4,600店舗とともに、以下のとお

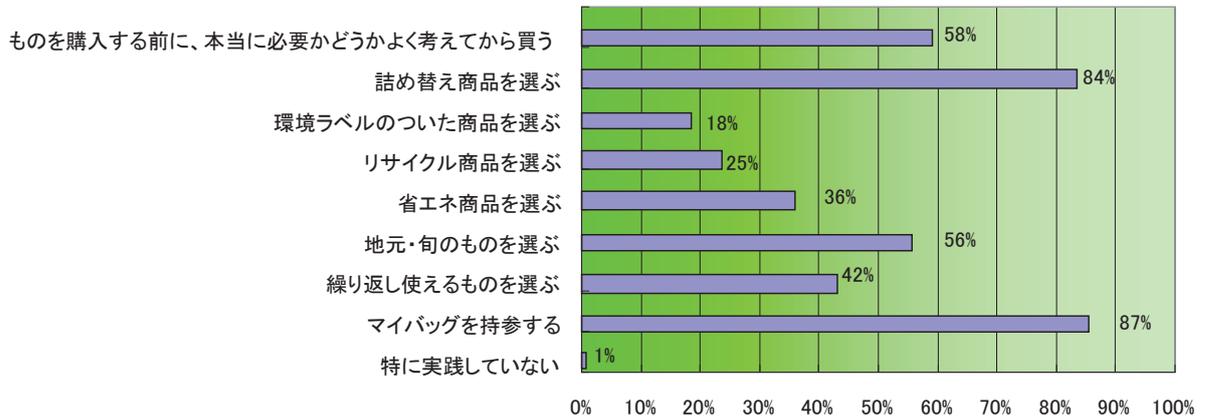
り取組を実施しました。

- ① 店舗内でのポスター等の掲示や、詰替商品、環境ラベル商品、旬のもの・地のもの等のグリーン購入対象商品を集めたコーナーの設置
- ② グリーン購入の意義や実践方法を紹介する

キャンペーンイベントの実施

- ③ 協力店舗による独自イベントの実施
- ④ グリーン購入を実践した消費者に、抽選でエコ商品等が当たる懸賞応募企画の実施(応募はがきにアンケートを添付)

図 11-2-1 普段の買い物で実践している「グリーン購入」(キャンペーン参加者へのアンケート結果)



(注) 平成 26 年 1 月 15 日～2 月 14 日実施

(資料) 東海三県一市グリーン購入キャンペーン実行委員会調べ

4 地域環境保全委員の設置【環境活動推進課】

県は、地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、**愛知県環境基本条例第 19 条**の規定に基づき、地域環境保全委員を委嘱しています。

委員は、地域における環境保全に関心及び知識を有し、かつ、環境保全に関する活動に熱意を有する人の中から、市町村長の推薦を受けて知事が任命し(定員 200 人、平成 26 年 4 月 1 日現在)、

それぞれが担当市町村において以下のような活動を行いました。

- 地域の環境の状況調査・報告
- 県が行う環境保全施策への協力・環境保全に関する啓発、指導等
- 地域における環境保全のための自主的な活動への参画、指導等
- 県が主催する地域環境保全連絡会議等への出席

第3節 企業の環境保全活動の支援

1 環境調和型企业活動の推進【環境活動推進課】

大量生産・大量消費・大量廃棄の 20 世紀型社会経済システムから脱却し、持続可能な社会を実現するためには、各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動をとる必要があります。

中でも、事業者は、経済活動の担い手として、エネルギーや資源の消費、廃棄物の排出など、事業活動が環境に与える影響を絶えず自覚し、環境に配慮した取組を積極的に進めていくことが求

められています。

環境マネジメントシステムは、事業者が、自らの活動が周りの環境にどのような影響を与えているのか把握して、その影響を低減するための方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業場内の体制・手続のことで、多くの事業者が取り入れています。

環境マネジメントシステムには、国際認証規格 ISO14001 のほか、中小企業においても環境配慮

の取組を進めることができるように、環境省がガイドラインを策定した「エコアクション 21」などがあります。県は中小企業における取組を促進

するため、エコアクション 21 の概要や導入事例を紹介したセミナーや、認証取得に向けた研修会を実施しています。

クローズアップ

環境マネジメントシステムの導入を支援するセミナー及び研修会を開催しました

「エコアクション 21」（以下、EA21）は、環境省が策定し、普及を進めている環境マネジメントシステムです。このシステムは、中小企業の方々が容易に取り組めるよう工夫されており、EA21に取り組むことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性の向上など経営面での効果も期待できます。

愛知県は、EA21 を普及するため、平成 22 年度から毎年、EA21 に関するセミナーを開催し、EA21 の概要や導入事例を紹介しています。平成 26 年度は 7 月 25 日（金）に開催し、70 名の事業者等の方々が参加されました。

また、このセミナーに加え、平成 26 年度から、EA21 の認証取得を目指す事業者を対象に、認証取得に向けた研修会を開催しています。

この研修会では、県東大手庁舎のあいち環境学習プラザ（名古屋市内）及び県西三河総合庁舎（岡崎市内）の 2 会場において、8 月 25 日（月）から 2 月 19 日（木）まで全 6 回の研修を実施します。

研修カリキュラムとして、環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づき、講師の EA21 審査人からアドバイスを受けながら、実際に事業所の環境方針や環境目標を立て、方針や目標達成のための計画を策定し、その計画に従って環境配慮の取組を進め、取組結果を環境レポートとして公表し、取組結果に基づいて新たな目標を設定するという一連の PDCA の流れを経験します。

この研修を最後まで受講し、研修終了後に審査機関である EA21 地域事務局に申請をすると、審査を経て EA21 の認証を取得することができます。

今回の研修には 24 名の事業者の方々が参加され、EA21 の認証取得に向けて取り組んでいます。参加者の方にアンケートを実施したところ、「研修会に参加し、改めて会社と事業の全体像を見渡すことができた」、「環境配慮のための具体的な取組のイメージができた」との声をいただきました。



セミナーの様子



研修会の様子

2 公害対策に対する助成【環境政策課】

公害の防止は事業者の責務であり、これに要する費用は原則として事業者が負担すべきものです。しかし、事業者の中でも中小企業者は、資金力が弱いなどの理由により公害防除施設の整備を行うことが困難な場合が多いため、県は、昭和 40 年度から中小企業者を対象とした融資制度を

設けています。

この制度は、県が資金を取扱金融機関に預託し、県が認定した公害防除施設の整備費等を取扱金融機関から融資するものです。

対象は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するための施設整備費及び現在地で公害を防止することが困難な場合の工場移転に要する

経費です。

平成26年度の融資条件は表11-3-1のとおりです。

なお、公害防止は地域環境を保全するうえで重要であることから、利子額の6/10を県が補助しています。

表11-3-1 公害対策に対する融資の条件（平成26年度）

	融資期間・利率	貸付限度額	利子補給率等
公害防除施設	5年 年1.6%	1億5,000万円	6/10 補助対象融資限度額 5,000万円
	7年 年1.7%		6/10 補助対象融資限度額 7,000万円
工場移転	10年 年1.8%		

(資料)環境部作成

第4節 国際環境協力の推進

1 国際環境協力の推進【環境政策課】

昭和40年代の深刻な公害を克服してきた本県には、公害防止対策に関する知識、経験等の大きな蓄積があります。アジア諸国を中心に公害に悩む開発途上国は多く、それらの国々に対し、県は（独）国際協力機構（JICA）などと提携した環境

協力を進めてきました。

平成25年度には、中国を始め23か国から計35名の研修員等の受け入れを行うとともに、オーストラリアへ2名の職員派遣を行いました（表11-4-1）。

表11-4-1 国際環境協力の実績（平成25年度）

<研修員などの受け入れ>（計35名）

国名等	人数	期間	主な研修・調査内容
オーストラリア・ビクトリア州	1名	2日	友好提携交流事業
中国（大学生）	3名	1日	留学生インターンシップ（本県の環境施策等の調査）
アジア・南米5か国（環境省及び地方政府職員等）	8名	1日	生物多様性を生かした地域開発研修
ヨーロッパ・北米・中東・アフリカ8か国（行政官、環境技官等）	12名	1日	都市における自動車公害対策研修
アジア・南米・アフリカ8か国（地方政府職員、大学教授）	11名	2日	環境的に持続可能な都市交通計画集団研修

<職員の派遣>（計2名）

国名等	人数	期間	主な内容
オーストラリア・ビクトリア州	2名	9日	環境政策先進事例調査



友好提携交流事業



環境政策先進事例調査（大気汚染測定局）

第5節 公害の防止、健康被害者の救済

1 公害防止計画の推進【環境政策課】

(1) 公害防止計画の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しいか、今後著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、公害の防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全しようとするもので、環境基本法第17条の規定に基づいて、都道府県知事が策定するものです。計画では、計画の目標、期間、主要課題、公害防止に関する各種の施策等を定めています。

県は、昭和47年度から名古屋等地域、昭和49年度から衣浦・西三河地域、昭和51年度から東三河地域について、また、平成3年度からはこれらの3地域を一本化して愛知地域とし、5年ごとに8次にわたり公害防止計画を策定してきました（表11-5-1）。

しかしながら、三河湾や油ヶ淵の水質など依然として環境基準を達成していない状況があることから、引き続き総合的・計画的に公害防止施策を講じていくため、平成23年度に愛知地域公害防止計画を策定しました。

表11-5-1 公害防止計画策定の経緯等

地域名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認・同意年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め7市			平成23年度～32年度
	名古屋市始め9市	平成18年10月13日	平成19年3月19日	平成18年度～22年度
	名古屋市始め43市町村	13年7月6日	13年12月10日	平成13年度～17年度
	名古屋市始め66市町村	8年9月20日	9年2月20日	平成8年度～12年度
	名古屋市始め68市町村	3年9月3日	4年3月12日	平成3年度～7年度
名古屋等地域	名古屋市始め43市町村	昭和62年10月6日 57年9月3日 52年6月28日 46年9月17日	昭和63年3月14日 58年3月15日 53年3月17日 47年12月19日	昭和62年度～平成2年度 昭和57年度～61年度 52年度～56年度 47年度～56年度
衣浦・西三河地域	岡崎市始め18市町村	平成元年9月8日 昭和59年9月21日 54年8月17日 48年7月3日	平成2年3月13日 昭和60年3月8日 55年3月18日 49年12月27日	平成元年度～2年度 昭和59年度～63年度 54年度～58年度 49年度～53年度
東三河地域	豊橋市始め7市町村	61年9月9日 55年9月9日 50年7月25日	62年1月23日 56年3月20日 52年1月28日	昭和61年度～平成2年度 昭和56年度～60年度 51年度～55年度

(注) 1 平成3年度から名古屋等地域、衣浦・西三河地域及び、東三河地域を統合して愛知地域とした。

2 *昭和52年度に見直し計画を策定

(資料) 環境部調べ

(2) 公害防止計画の施策

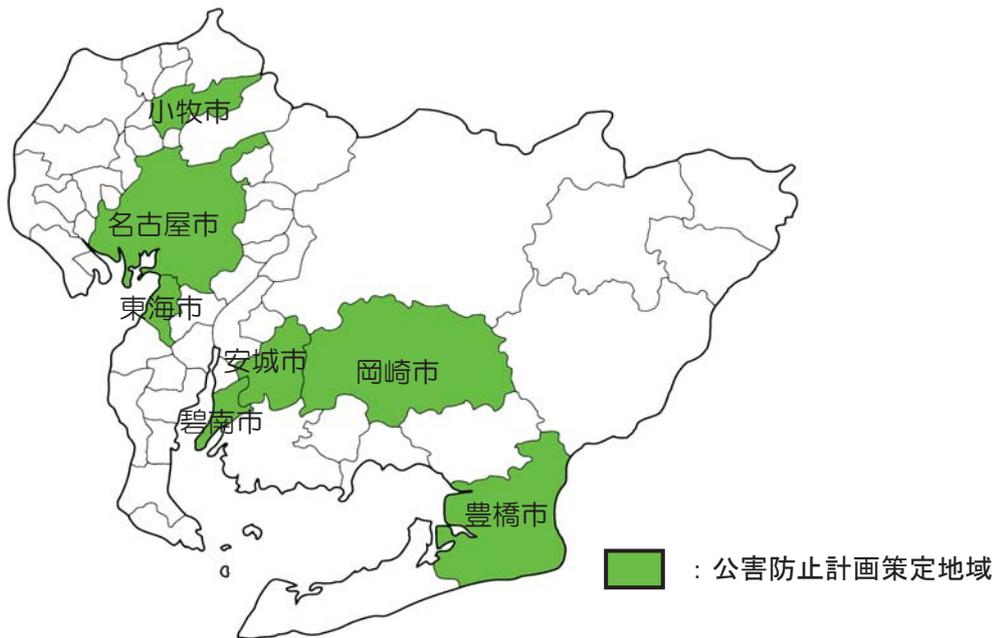
ア 策定地域

愛知地域公害防止計画の策定地域は図 11-5-1 のとおりです。

イ 計画の目標

公害防止計画では、大気汚染、水質汚濁、騒音に関する環境基準などを達成・維持することを目標としました。

図11-5-1 愛知地域公害防止計画の策定地域（平成23～32年度）



ウ 公害の防止に関する施策

計画の目標を達成・維持するため、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業をはじめとした施策を実施することにより、計画の総合的な推進を図ることにしました。

また、主要課題として「都市地域における大気汚染対策」、「自動車交通公害対策」、「伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策」及び「油ヶ淵の水質汚濁対策」を挙げ、これらの施策を重点的に実施することにしました。

2 公害防止協定【環境活動推進課】

県は、大気汚染物質などの排出量が大きく地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある7社11工場（平成26年3月末現在）と、関係市町村とともに公害防止協定を締結し、環境への負荷の

低減に努めています（表 11-5-2）。

本県の締結している公害防止協定の特徴は次のとおりです。

- ① 法令値を上回る厳しい協定値の設定、法令にない項目についての協定値の設定、監視・測定体制の整備等具体的な公害防止対策を定め、かつ、毎年度その内容について協議すること
- ② 公害関係施設などの設置・変更について事前に協議すること
- ③ 地域住民の直接の窓口である市町村も協定当事者として参加し、県と協力して効果的な指導を行うこと

表11-5-2 本県が当事者となって締結している公害防止協定

締結年月日	対象工場	関係市町村
昭和 46 年 9 月 14 日	新日鐵住金(株)名古屋製鐵所	東海市
47 年 3 月 30 日	JX 日鋳日石エネルギー(株)知多製造所	知多市
47 年 11 月 8 日	中部電力(株)西名古屋火力発電所	飛島村
48 年 8 月 23 日	出光興産(株)愛知製油所	知多市
49 年 11 月 7 日	大同特殊鋼(株)知多工場	東海市
〃	愛知製鋼(株)知多工場	〃
50 年 4 月 18 日	東邦瓦斯(株)知多熱調センター	知多市
〃	中部電力(株)知多火力発電所	〃
55 年 12 月 23 日	中部電力(株)知多第二火力発電所	〃
62 年 8 月 25 日	中部電力(株)碧南火力発電所	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
平成 10 年 6 月 19 日	中部電力(株)武豊火力発電所	武豊町、半田市、常滑市、美浜町

(平成26年3月末現在)

3 公害苦情、公害紛争の処理【環境政策課】

(1) 公害苦情の処理状況

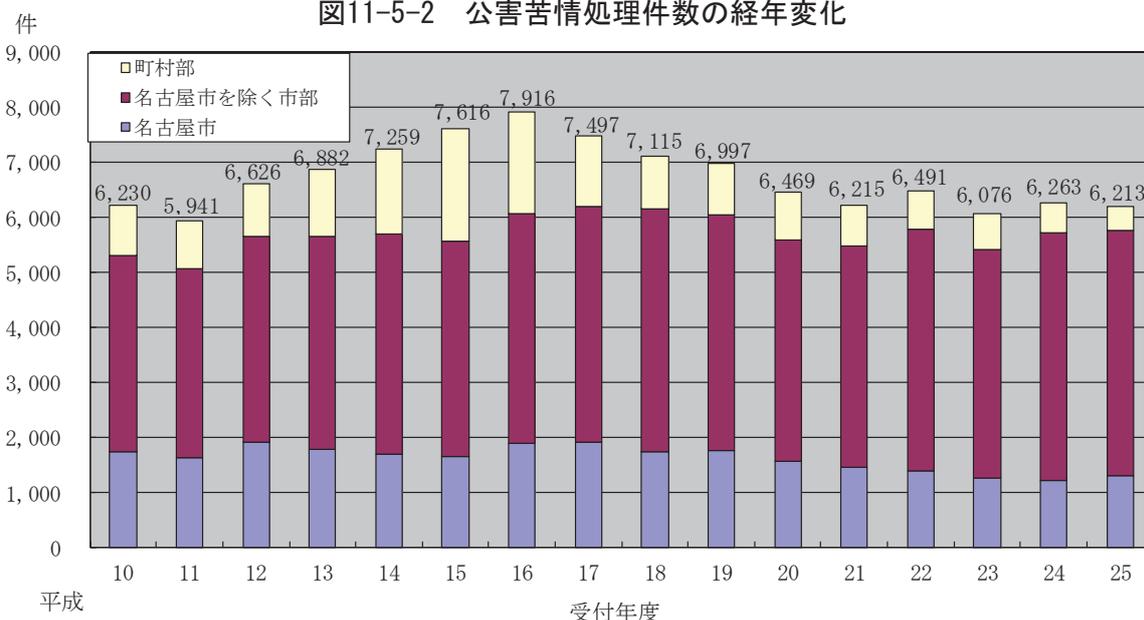
公害に関する苦情は、地域住民に直接かかわる問題であり、その適切な処理は住民の生活環境を保全する上から重要です。公害苦情については、原則として地域住民とより密接な関係にある市町村においてその処理を行い、県では2以上の市町村にまたがる広域的なもの、処理に高度で専門的な技術を要するものなど、市町村で処理することが困難な苦情について市町村に協力し、処理に当たることにしています。

平成 25 年度に県内の市町村が受け付けた公害苦情の件数は 6,213 件（平成 24 年度からの

繰越件数を含めた公害苦情総件数は 6,240 件）で、前年度に比べて 50 件減少しました（図 11-5-2）。

また、公害苦情を典型 7 公害（環境基本法第 2 条第 3 項に規定する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）と典型 7 公害以外に分けると、典型 7 公害は 4,966 件（79.9%）、典型 7 公害以外は 1,247 件（20.1%）となっています。典型 7 公害の苦情件数を種類別に見ると、大気汚染(1,813 件)、騒音(1,564 件)、悪臭(956 件)などの順となっています（図 11-5-3）。

図11-5-2 公害苦情処理件数の経年変化



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

図 11-5-3 種類別典型7公害苦情件数の経年変化



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

(2) 公害紛争の処理状況

公害苦情が解決されなかった場合は、公害苦情が公害紛争にまで発展することがあります。公害に関する紛争を迅速かつ適切に解決するため、公害紛争処理法により、重大事件、広域処理事件等は総務省の外局である公害等調整委員会が、それ以外は県公害審査会が、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）を行うものとされています。

県では、昭和 45 年 11 月に、公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、公害紛争の処理に当たっています。平成 25 年度中に同審査会が扱った事件は、平成 24 年度に受け付けた調停事件 1 件で、平成 25 年度中に終了しました（打ち切り）。

また、これまで受け付けた事件の累計は 84 件（あっせん 4 件、調停 80 件）であり、これらの事件の中では、騒音に係るものが 62 件（うち 46 件は他の公害との複合）と最も多くなっています。

4 公害健康被害者の救済【環境政策課】

昭和 49 年 9 月に施行された公害健康被害補償

法（昭和 63 年 3 月から公害健康被害の補償等に関する法律に題名改正）に基づき、名古屋市及び東海市のそれぞれ一部が大気汚染系疾病の指定地域とされたことから、県及び名古屋市は、この地域に一定期間以上居住又は通勤し、気管支ぜん息などの指定疾病にかかっていると認定された公害健康被害者に対して、療養の給付、障害補償費等 6 種類の補償給付及び転地療養などの公害保健福祉事業を行っています。

なお、昭和 63 年 3 月 1 日をもって大気汚染系疾病の指定地域はすべて解除されたため、現在は、公害健康被害者の新たな認定は行われていませんが、既被認定者に対しては従来どおり認定更新、補償給付等を行っています。

認定更新等は、名古屋市の地域については名古屋市が、東海市の地域については県が実施しており、それらに要する費用については、硫酸化物を排出する全国の工場・事業場から徴収される汚染負荷量賦課金、自動車重量税のほか、一部国費・県費が充てられています。

認定状況などについては表 11-5-3、表 11-5-4 のとおりです。

表11-5-3 公害健康被害者認定状況（東海市地域分）

（単位：人）

平成 25 年 3 月末 患者数	転入	取 消 等					平成 26 年 3 月末 患者数	参 考 (平成 26 年 3 月末)	
		死亡	辞退	転出	不認定	計		名古屋 市の 患者数	県内の 患者数 の合計
359	1	10	2	1	0	13	347	2,055	2,402

（資料）環境部調べ

表11-5-4 公害健康被害者の認定疾病別内訳（東海市地域分）

（単位：人）

気管支ぜん息	慢性気管支炎	計
324	23	347

5 環境犯罪の取締り【警察本部生活経済課】

近年、循環型社会を目指す国の方針により、環境意識の啓発や、適正なリサイクルを可能とするシステムの構築など、環境犯罪を発生させない社会基盤の整備が推進される中、産業廃棄物を大量に不法投棄、不法焼却するなどの悪質な環境犯罪が後を絶ちません。

警察では、環境破壊の拡大防止に向けた早期発見・早期検挙活動を推進するとともに、法を軽視する産業廃棄物処理業者、暴力団及びその関係者が介在するなど組織的かつ悪質な環境破壊犯罪に対し、重点的な取締りを推進してきました。

平成 26 年度も、行政指導を行う関係機関等と緊密な連携を保持し、産業廃棄物不法投棄等悪質な環境犯罪の取締りを強化し、環境被害の防止に努め、「環境首都あいち」の実現を目指し総合的な環境犯罪対策を推進します。

表 11-5-5 環境犯罪の検挙件数（平成 25 年）

適用法令	件数（件）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	213
動物愛護管理法	3

（資料）警察本部調べ

第6節 環境影響評価の実施

1 環境影響評価制度【環境活動推進課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県民、知事、市町村長等から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。

県は、平成 10 年 12 月に環境影響評価に関する手続等を定めた愛知県環境影響評価条例（以下本

節において「条例」という。）を制定しました。

平成 23 年 4 月に、環境影響評価法が改正され、事業計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する手続等が盛り込まれたこと等を受け、県は、平成 24 年 7 月に条例を改正し、平成 25 年 4 月 1 日に完全施行しました。

この改正では、計画段階環境配慮書の手続の創設や、環境影響評価方法書等のインターネットによる公表の義務化、方法書の説明会の開催の義務化等を規定しました。

条例では条例独自の対象事業や愛知県環境影

響評価審査会の設置等を定めており、環境影響評価法とともに制度の適正な運用に努めています。

(1) 対象事業

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成、港湾計画のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象としています。

また、条例では、法の対象事業（港湾計画を除く。）に加え、ごみ焼却施設、し尿処理施設、産業廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、工場・事業場、農用地及びレクリエーション用地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業についても独自の対象事業としています。

(2) 環境影響評価条例の手続

条例の手続は、大きく分けて、①計画段階環境配慮書に係る手続、②環境影響評価方法書に係る手続等、③環境影響評価準備書に係る手続、④環境影響評価書に係る手続、⑤事後調査に係る手続等の5つの段階に分けられます（図 11-6-1）。

① 計画段階環境配慮書に係る手続

事業者は、事業の位置や規模、建造物などの構造、配置を検討する段階で、原則として複数の案について、重大な環境影響を回避し、又は低減するため、既存資料などを用いて、環境の保全のために配慮する必要がある事項を検討し、「配慮書」としてまとめ、公表します。

事業者は、県民や知事などからの意見や社会性、経済性なども踏まえて事業計画を決めて、次の方法書以降の手続に反映することになります。

② 環境影響評価方法書に係る手続等

地域の特性を踏まえた環境アセスメントを行うため、事業者は、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかの計画などを「方法書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、環境アセスメントの方法を決めて、環境アセスメントを実施します。

事業者は、方法書の手続を経て決定した環境アセスメントの項目や方法に従って、調査・予測・評価を行います。これらと並行して、環境の保全のための対策を検討し、この対策を行った場合の環境影響を総合的に評価します。

③ 環境影響評価準備書に係る手続

事業者は、調査・予測・評価の結果や環境保全対策の検討の結果などを「準備書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、次の評価書を作成することになります。

④ 環境影響評価書に係る手続

事業者は、準備書についての意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「評価書」としてまとめ、公告し、縦覧します。この公告までは事業を行うことはできません。

⑤ 事後調査に係る手続等

工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状況などを把握するために、「事後調査」が必要な場合があります。たとえば、環境の保全のための対策の実績が少ない場合やその効果に不確実性が大きい場合などに、事後調査の必要性が検討されます。

2 環境影響評価の実施状況【環境活動推進課】

法及び条例に基づく環境影響評価の実施状況は表 11-6-1 及び表 11-6-2 のとおりです。

表11-6-1 環境影響評価を実施した事業

事業名	評価書縦覧終了年月日	実施根拠
知多横断道路	平成12年6月1日	条例
出光愛知製油所第3号発電設備増設計画	平成13年8月1日	法
東部丘陵線	平成13年11月1日	条例
日光川下流流域下水道	平成14年11月5日	条例
豊田市新清掃工場設置	平成15年2月20日	条例
刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新	平成17年4月28日	条例
岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設	平成18年1月10日	条例
豊川水系設楽ダム建設事業	平成19年7月30日	法
茶屋新田土地区画整理事業	平成19年9月20日	法
春日井熊野桜佐土地区画整理事業	平成19年10月3日	法
衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業	平成19年12月17日	法
小牧岩倉衛生組合環境センター ごみ処理施設更新	平成23年2月17日	条例
豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業	平成24年2月27日	条例
西名古屋火力発電所リフレッシュ計画	平成25年9月5日	法

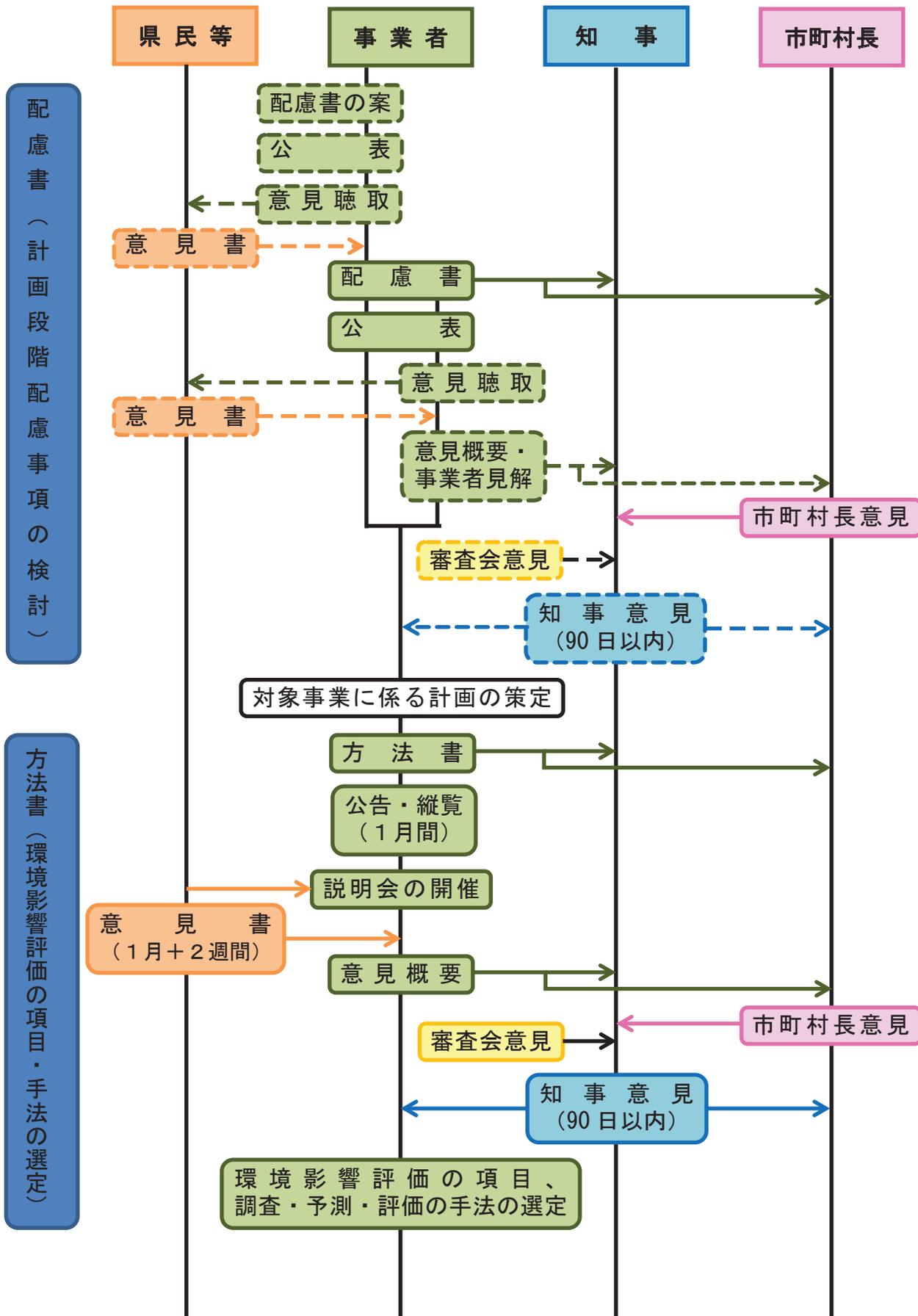
(平成26年3月末現在)

表11-6-2 環境影響評価手続を実施中の事業

事業名	手続状況	実施根拠
都市計画道路 西知多道路	平成25年9月12日 準備書に対して知事意見を提出	法
北浜ふ頭地先公有水面埋立て	平成25年9月12日 方法書に対して知事意見を提出	法
名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業	平成25年12月20日 準備書に対して知事意見を提出	条例
知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業	平成26年2月7日 準備書の公告・縦覧開始 （3月10日まで）	条例
中央新幹線（東京都・名古屋市間）	平成26年3月25日 準備書に対して知事意見を提出	法

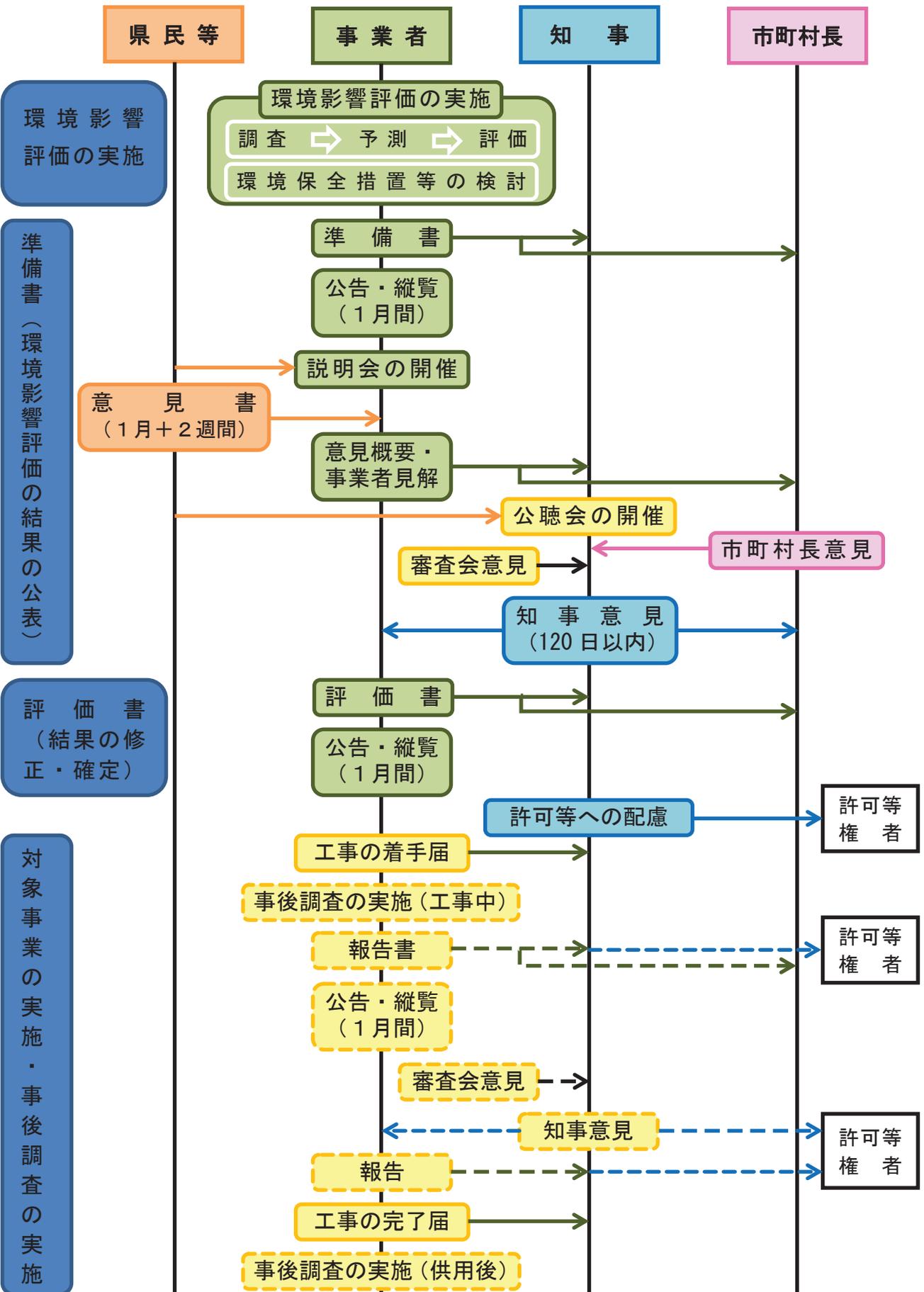
(平成26年3月末現在)

図 11-6-1 愛知県環境影響評価条例の手続の概要



黄色い枠は、法の対象事業についても行われる手続です。
点線は、必要に応じて行われる手続です。

次ページへ続く



(資料) 環境部作成

第7節 環境に関する調査・研究

1 環境調査センターにおける調査研究等【環境調査センター】

環境調査センターは、本県の環境行政を科学的、技術的に支えるための調査研究機関として設置

され、大気、水質、騒音などの調査研究を行っています（図11-7-1）。

このほかにも、市町村職員向けの研修なども実施しています。

図11-7-1 環境調査センターの主な業務



環境調査センター(本所)



<名古屋市北区>

東三河支所



<豊橋市>

(1) 調査

県内の大気、騒音、水質などの環境の状況を把握する環境調査や、工場・事業場からのばい煙、排水等に係る規制基準の適合状況等を把握する発生源調査を行っています（表11-7-1）。

また、環境情報システムにより、大気や水質などのデータの収集や解析を行うとともに、これらの各種調査研究の成果等を、幅広く環境情報として発信しています。

表11-7-1 平成25年度に実施した主な調査の概要

区 分		主 な 調 査
環 境 調 査	大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道自動車排出ガス調査 ・酸性雨等の実態調査（湿性沈着物調査、乾性沈着物調査） ・温室効果ガス等調査（大気中の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質濃度測定） ・石炭利用等に伴う大気汚染物実態調査 ・PM2.5環境調査
	騒 音・振 動	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道騒音振動調査 ・道路交通騒音振動調査 ・航空機騒音調査
	悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源周辺等の悪臭測定調査、悪臭排出状況調査、規制手法検討調査
	水 質・土 壌	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質調査・底質調査 ・伊勢湾広域総合水質調査 ・土壌汚染状況調査 ・油ヶ淵流域水環境調査
	地 下 水	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水質の概況調査 ・過去に判明した汚染状況把握のための地下水質調査
	放 射 能	<ul style="list-style-type: none"> ・一般環境の空間線量調査 ・降下物（雨水やちり）調査 ・土壌、海水等の放射性物質濃度調査
発 生 源 調 査	大 気 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制指導 （ばい煙測定、有害物質排出検査、アスベスト解体等現場検査、指定物質排出測定、VOC排出測定） ・条例規制指導 （ばい煙測定、有害物質排出検査、炭化水素系物質検査）
	水 質 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制指導 （特定事業場水質検査、指定地域内事業場水質検査）
	廃 棄 物 関 係	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設検査 （し尿浄化槽、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場放流水・周辺調査） ・産業廃棄物溶出試験 ・産業廃棄物処分場浸出液検査・周辺調査
	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・法規制指導 （排出ガス、排出水、廃棄物処理施設からのばいじん、燃えがら等検査）

（2）研究

大気汚染物質や水質汚濁物質などの環境中の挙動や分析技術の開発などについて研究を行っています。また、研究成果は、学会での発表や、所報、環境調査センターのウェブページへの掲載などを通じて広く公表しています（表 11-7-2）。

2 その他の県試験研究機関における研究開発

【産業科学技術課、農業経営課、林務課、水産課】

県の試験研究機関には、環境調査センターのほかにも、あいち産業科学技術総合センター、農業総合試験場、森林・林業技術センター及び水産試験場があり、それぞれの立場から環境保全に関する研究開発等を行っています（表 11-7-3）。

表 11-7-2 環境調査センターにおける環境保全研究の実施状況（平成 25 年度）

研究テーマ	主な内容
排出ガス試料 (VOC) 採取時における連続モニタリングシステムの開発	施設の稼働状況により変動する排出ガス温度、流速、VOC 濃度を試料採取場所でリアルタイムに把握し、適切な試料採取ができるようにするため、温度計、差圧計、簡易測定装置等のセンサーからの信号をタブレット PC に取り込み、連続表示させるシステムを開発した後、さらに実地試験により、必要な改良を行った。
環境水中のノニルフェノール実態把握調査	ノニルフェノールは、いわゆる環境ホルモン作用が疑われる物質として注目され、「水生生物保全環境基準項目」に追加されている。ノニルフェノールは多くの異性体を持つが、新たに定められたノニルフェノールの分析方法では、固相抽出-GC/MS 分析により、13 種類の異性体を分離定量してその総量をノニルフェノール濃度として表すこととされている。本研究では、分析手法の確立とともに、河川・湖沼・海域における、異性体別にみたノニルフェノールの分布や四季を通じた実態把握を目的とする。平成 25 年度は試料前処理操作の簡素化・効率化を図り、多数の検体を処理できる方法を検討し、最適分析条件の検討や添加回収試験等により精度管理を行った。
航空機騒音評価指数 WECPNL と Lden による環境基準適合状況の比較検討	航空機騒音に係る環境基準の評価指標が平成 25 年度に WECPNL から Lden に改正された。このため、中部国際空港及び県営名古屋空港において、新指標による調査と同時に旧指標による調査を行い、環境基準の適合状況の比較検討を行った。 また、新指標において新たに評価対象に含めることとなった空港内の地上音の取り扱いについては、対象音の判別方法について検討した。
ガスクロマトグラフ (GC) - 飛行時間型質量分析計 (TOFMS) を用いた環境中の化学物質の分析に関する研究	環境中に存在している多種多様の化学物質については、その存在状況について未知な部分が多い。また、規制対象化学物質の動態に影響を及ぼすものも存在している可能性がある。TOFMS は、従来の質量分析計よりも、高感度でスペクトル分析ができ、しかも、高分解能による精密質量分析が可能なことから、より精度の高いスクリーニングが可能である。この GC と TOFMS とを組み合わせた GC-TOFMS を使用し、環境中に存在する多様な化学物質の迅速で高精度なスクリーニング分析手法の確立を目指す。平成 25 年度は、大気試料を採取し、大気環境中の主要な有機化合物の同定・解析を行った。
豊川流域を対象とした大腸菌群数と大腸菌数（要測定指標）の比較検討	河川の環境基準に設定されている大腸菌群数に替えて、大腸菌数が国において新たな指標として検討されていることから、両者を比較測定して新基準導入にあたっての課題を整理した。
愛知県の鳥類生息状況についての研究	愛知県の鳥類生息状況について、昭和 42 年度から行っている鳥類生息調査で蓄積されたデータをもとに、補完的に現地調査を行いながら、鳥類の生息環境ごとに鳥類生息状況の把握を行った。 平成 25 年度は現地調査を継続するとともに、鳥類生息調査の既存データをもとに、県内のカモ類の経年変動及び季節変動について分析を行った。

(資料) 環境部作成

表 11-7-3 県試験研究機関(環境調査センターを除く。)における環境保全に関する研究開発の実施状況
(平成 25 年度)

試験研究機関	研究テーマ
あいち産業科学技術総合センター	○ 環境に調和した生産加工技術の確立や資源の有効利用を目的とした研究を実施 1 新規高熱伝導性複合材料を用いる環境に優しいLED放熱部品の研究開発 2 汚泥焼却灰を活用した環境低負荷型ロングライフ建材の開発 3 太陽電池の発電効率を向上させる波長選択透過性遮熱ネットの開発 4 強度・遮音性能に優れたメタルレス木質耐力壁の開発 等 計6件
農業総合試験場	○ 気象変動に強く環境に配慮した持続的農業の推進 1 地球温暖化・異常気象に対応できる生産技術・品種の開発 2 二酸化炭素等の排出を削減する技術、品種の開発 3 環境への負荷に配慮した生産技術・リサイクル技術の開発 4 生物多様性の評価手法及び保全・回復・活用に貢献する生産技術の開発
森林・林業技術センター	○ 地球温暖化に対応した森林保全技術の確立のための試験研究を実施 1 海岸クロマツ林モニタリング調査 2 タケ侵入林の植生回復モニタリング 3 イチイガシ等南方系樹種の森林造成に関する研究 4 里山林の施業効果のモニタリング
水産試験場	○ 漁業生産の場である水域の調査や漁場環境の改善に関する試験研究を実施 1 赤潮の発生状況のモニタリング調査 2 貧酸素水塊、苦潮の発生状況調査や漁業被害に関する研究 3 有害生物のモニタリング及び発生機構の解明 4 藻場の造成技術の開発

(資料) 環境部、産業労働部及び農林水産部作成

3 他機関との共同研究開発

(1)「生物系未利用資源のカスケード型利用システムの構築」【産業科学技術課】

県は、名古屋大学と環境調和型・持続可能社会の構築に向けた連携実施協定を締結しており、同様の内容を名古屋大学と締結している名古屋市とともに、平成 17 年度から共同研究を実施してきました。平成 20 年度まで実施してきた「循環・再生型社会構築のための連携融合研究」の成果を活用し、平成 21 年度から平成 25 年度まで、生物系未利用資源の資源化・エネルギー化・肥飼料化という多段階的な利用システムを構築する要素技術の開発を推進してきました。

(2)浮遊粒子状物質(SPM)の組成等構造解析研究【環境調査センター】

SPM 対策の基礎資料を得るため、あいち産業科学技術総合センターと連携して、環境大気中

の SPM 及びばい煙発生施設から排出されたばいじんの形状、構成元素等を分析しています。平成 25 年度は、粒子状物質の粒径の違いに着目して、形状等を観察しました。

(3) 国立環境研究所と地方環境研究所及び大学との共同研究【環境調査センター】

ア PM2.5 の短期的／長期的環境基準超過をもたらす汚染機構の解明

平成 25 年度から 3 か年計画で、国立環境研究所及び地方環境研究所と共同で PM2.5 に関する研究を実施しています。当センターは、「季節別測定データと長期平均値の関係」に着目した共同研究テーマに参加し、PM2.5 の 4 季 2 週間成分測定の実施の代表性・妥当性に関する評価手法等を研究しています。平成 25 年度は今後の調査方法等を検討しました。

イ 湖沼の生物多様性・生態系評価のための情報ネットワーク構築

生物多様性保全のための統一した指標や手法を用いた湖沼生態系の評価の必要性が高まっています。そこで平成23年度から4か年計画で、国立環境研究所及び地方環境研究所21機関との共同研究を実施しています。平成25年度は、油ヶ淵の水生植物の生育状況調査を行いました。

(4) 企業等との連携【環境調査センター】

平成23年度から(株)豊田中央研究所と、平成25年度には三重県及び名古屋市の研究所とも連携し、県内及びその周辺の各地で採取したPM2.5の重量、成分等の測定を行うとともに、その結果を共有することにより、PM2.5による地域の汚染状況を幅広く把握することを目指しています。

第8節 県の事務・事業における環境配慮の推進

1 環境マネジメントシステムの推進【環境活動推進課】

県は、平成13年1月、県庁本庁舎、西庁舎、自治センターを対象として国際環境規格ISO14001の認証を取得するとともに、平成16年2月からは対象範囲を7総合庁舎まで拡大して、環境負荷低減の取組を進めてきました。

また、ISO14001の認証の対象外となっている地方機関においても、愛知県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」を平成18年度から導入し、取組を進めてきました。

認証から10年が経過し、職員の環境に対する意識や取組が定着したことから、平成24年度にISO14001の認証を返上するとともに、「あいちエコマネジメント」を見直し、平成25年度から全庁に導入しました。

この本県独自の環境マネジメントシステム「あいちエコマネジメント」により、あいちエコスタンダード(愛知県庁の環境保全のための行動計画)やグリーン調達などの取組を推進しています。

2 あいちエコスタンダードの推進【環境活動推進課】

県は、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、平成9年度に具体的な取組目標を定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」を策定し、取組を進めてきました。(第1章第1節「地球温暖化」を参照)

平成22年12月に2回目の全面改定を行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を定め、通称を「あいちアクションプラン」から「あいちエコスタンダード」に変更しました。

平成25年度のあいちエコスタンダードの取組結果は表11-8-1のとおりです。エネルギー消費量【事務事業】、用紙購入量及び生物多様性の保全に配慮した物品の購入については、順調に改善が進んでいます。水道使用量については、基準年度よりは減少しているものの目標の達成には至っていません。エネルギー消費量【水道関係施設】、公用車燃料使用量、廃棄物排出量、可燃ごみ排出量及び温室効果ガス排出量は基準年度より増加しています。このため、今後、目標に達していない項目について、取組の徹底を図っていく必要があります。

3 グリーン調達の推進【環境活動推進課】

県は、県民の生活環境の保全等に関する条例第88条第1項及び「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、対象となる特定調達物品の判断の基準及び目標値を定めた「愛知県環境物品等調達方針」を毎年度作成して、グリーン調達の取組を推進しています。

平成25年度は、表11-8-2のとおり全体の調達率が96.6%でした。今後も率先してグリーン調達を推進するとともに、環境物品等への需要の転換を促進していきます。

表11-8-1 あいちエコスタンダード（平成25年度）の取組結果

項 目	取組結果 (基準年度比)	目 標 (26年度)
①エネルギー消費量【事務事業】 (原油換算) <単位面積当たり>	▲6.9%	▲5%
②エネルギー消費量【水道関係施設】 (原油換算) <取水量当たり>	0.4%増	▲5%
③公用車燃料使用量（二酸化炭素換算）	4.5%増	▲15%
④水道使用量	▲8.1%	▲15%
⑤用紙購入量	▲20.3%	▲5%
⑥廃棄物排出量	30.7%増	▲15%
⑦可燃ごみ排出量（⑥の再掲）	23.1%増	▲20%
⑧温室効果ガス排出量【事務事業】 (二酸化炭素換算)	▲10.8%	▲12%
⑨温室効果ガス排出量【水道関係施設】 (二酸化炭素換算) <取水量当たり>	▲10.7%	▲16%
⑩生物多様性の保全に配慮した物品の購入	対象物品中 14.2%	対象物品中1%

(注1) ①～⑨の取組結果及び目標は、基準年度である平成21年度に対する比率。

(注2) ⑩の取組結果及び目標は、紙類、文具類、オフィス家具等のうち、原材料に木材を含むものについて、FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を利用した物品の調達率。

(資料) 環境部作成

表11-8-2 財やサービスの購入に関する取組結果（環境物品等の調達結果/数量ベース）

分野	平成25年度調達率	分野	平成25年度調達率
紙類	98.3%	消火器	95.2%
文具類	95.7%	制服・作業服	78.6%
エアゾール製品	67.5%	インテリア・寝装寝具	79.2%
燃料	97.0%	作業手袋	77.3%
オフィス家具等	94.2%	その他繊維製品	71.0%
OA機器	97.1%	旗・のぼり・幕	86.1%
携帯電話	100.0%	モップ	65.6%
家電製品	88.8%	設備	調達実績無
温水器等	96.1%	災害備蓄用品	99.8%
照明	79.8%	役務	98.0%
自動車等	78.5%	全体	96.6%

(資料) 環境部作成